

## 議 事 録

会 議 名	令和2年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年12月25日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川幹雄      2番 三留清一      3番 福岡喜輝      4番 中村基寛 5番 藤井薫      6番 金子隆夫 <div style="text-align: right;">合計7名</div>		
欠席委員	7番 相田孝		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農地造成工事施工承認願について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第5 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和2年第12回定例総会を開会いたします。          農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。          本日の議事録署名人に、3番と4番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号49号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号49号を朗読)          (説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆の一部です。転用事業の内容は、貸駐車場で、海老名市で解体工事の業者が事業拡張のため、申請地を駐車場として利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、住宅地や事業、公共施設又は公益的施設用の土地によって囲まれている農地で、当該一団の農地の面積が下限面積である0.3ha未満でありますので第3種農地となります。許可の基準としては、原則として許可となります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の私8番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。</p> <p>会 長：現地は地図のとおり、住宅と道路、新幹線とに囲まれて、他の農地に接しない農地となっています。そのため、他の農地に影響することはありませんので問題はないと思います。</p> <p>会 長：以上でございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。          (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号49号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第2農地法5条の規定による許可申請について、議案番号50号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号50号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は敷地の拡張で、小動911番8の居住者が自動車を2台を所有し宅地内に駐車しているが、接道が幅2.5mしかないため、隣地の畑を通らなければ公道に出られない不便な状況でした。そのため、隣地の畑の幅2.5mを分筆し所有権移転し、敷地を拡張する農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に水管、ガス管、下水道管のうち2種類が埋設されており、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：申請地は旭が丘中学校の近辺で、第3種農地の要件は満たしています。他の農地に影響はないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号50号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて議案番号51号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号51号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は農家の分家住宅の建設であり、譲渡人との間で使用貸借権の設定をする予定です。また、市街化区域に所有している土地はありません。予定地は両親の家に近接しており、生活するうえで相互に協力することを希望して申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に水管、ガス管、下水道管のうち2種類が埋設されており、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員が欠席ですので4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：12月15日事務局と現地を見てまいりました。申請地は住宅地に隣接しており、申請地に分家住宅を建設したいとの申請でした。市街化区域に農地は保有していないとのことで、本農地が適地になると思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に

ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号51号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第3、農地造成工事施工承認願について、議案番号52号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局: (議案番号52号を朗読)

(説明) 本案件は、位置図にありますとおり田端地域内にある市街化区域農地で現況は畑です。この畑の表面の土を切土して一之宮地域内にある普通調整農地の田に盛土する計画です。所有者は、田を盛土して畑として使用、ブロッコリー、ミニトマトを耕作することを希望しています。切土、盛土双方の案件の隣接農地所有者から同意書が提出されています。

会 長: 続いて、地区担当農業委員は欠席ですので4番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番: 12月15日同日に現地調査に行ってきました。切土する方が圏央道の近辺で、盛土する方が一之宮で住宅地等に囲まれている状況ですので問題ないと思います。

会 長: ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号52号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

続いて、日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号53号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号53号を朗読)

(説明) 当該地は小動地区の農用地区域内農地の2筆で、現況については田です。期間については6年間で借り手は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。

会 長: 続いて、地区担当農業委員である1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番: 12月15日事務局と現地調査に行ってきました。借り手は以前から作られていますので問題ないと思います。

会 長: ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号53号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

	<p>続いて、議案番号54号～61号を上程いたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号54号～61号を朗読) (説明)当該地は議案番号56号59号60号以外は農用地域内農地で、現況については全て田です。期間については3年間で借り手は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。</p> <p>会長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番：12月15日全ての農地を見て参りました。草刈りもされていてしっかり耕作されているんだということを確認しました。</p> <p>会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号54号～61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会長：では総員挙手ですので、議案番号54号～61号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。 次に日程第5、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号92号の1件、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号93号から98号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり1件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり6件、それぞれ届出がありました。 いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会長：では、以上をもって、令和2年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 令和2年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

福岡 喜輝

議事録署名人

中村 基寛

本議事録は、令和3年1月25日、承認・署名を得て確定しました。